

第19節 給水計画

〔 主な実施機関
市町村，県（保健福祉政策課，生活衛生課） 〕

災害のため飲料水が枯渇し，又は汚染して飲料に適する水を確保することができない者に対する
応急給水については，本計画の定めるところによるものとする。

第1 実施責任者

- (1) 被災者に対する飲料水の直接の供給は，市町村長が行う。
- (2) 災害救助法が適用されたときは，知事（権限を委任された場合は市町村長）が行うものとする。

第2 応急給水

1 確保水量

市町村による被災者に対する応急給水は，おおむね当初，最低1人1日3リットルの飲料水を供給し，発災後4日目から復旧の段階に応じて増加させ，発災後4週を目処に被災前の水準にまで回復させるよう努める。

- (1) 第1段階（災害発生～3日目）生命維持のため最小限必要量 3リットル/人・日
- (2) 第2段階（4日目～ ）飲料水・炊事用水・トイレ用水
- (3) 第3段階（～4週間）飲料水・炊事用水・トイレ用水・風呂水・洗濯水

2 給水方法

応急給水は，次の方法により実施する。

(1) 運搬給水

主に給水車，給水タンクを用いて，避難所，医療施設，社会福祉施設，防災拠点等防災上重要な施設へ応急給水を実施する。

(2) 拠点給水

避難所や浄水場，配水池，消火栓，耐震性貯水槽等の設置場所に配置された給水拠点から応急給水を実施する。

3 水質の安全対策

応急給水に使用する資機材については，使用前に洗浄するよう努め，また，供給水の残留塩素濃度を適宜計測し，安全を確認することとする。

特に、井戸水又は渓流水を供給する場合には、煮沸や、塩素消毒の処置等により安全を確保するものとする。

第3 県の支援等

県は、応急給水の実施状況について、市町村と連絡をとり、避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点等防災上重要な施設への応急給水が実施できるよう支援、調整を行うこととする。

また、被害が甚大で、あるいは広域にわたり被災市町村で対応できない場合は、他の市町村及び関係機関等に対して、広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行うものとする。

(注) 県下上水道防災関係物資等の備蓄状況

給水容器の備蓄状況

を別冊資料編に添付